

平成25年度 第1回 鴨川市環境審議会 会議録

1. 日 時 平成25年11月21日(木) 午前9時57分から午前10時54分
2. 場 所 鴨川市役所7階 会議室
3. 出席者
 - 【委 員】 鈴木美一委員、伊藤正人委員、今野宗郎委員、田村政彦委員、今泉朝子委員、谷一浩委員、中山誠一委員
 - 【市 側】 鴨川市長 長谷川孝夫
 - 【事務局】 環境課長 長谷川勉、環境課衛生センター所長 豊島秀樹、環境課清掃センター所長 山口幸宏、環境課長補佐 高木譲、環境課衛生センター次長 廣田慎二、環境課美しい鴨川推進係長 佐々木正信、環境課環境保全係長 田中仁之
4. 傍聴人 なし
5. 開 会 鴨川市環境審議会規則第3条第2項の規定に基づき会議の成立報告
6. 委嘱状交付
7. 市長挨拶

改めまして、おはようございます。

今、鴨川は、大変、賑わっているところでございまして、ご案内のように、ロッテマリーンズ、プロ野球12球団ある内のひとつ、今、鴨川でキャンプを張っているところでございます。色々なところで私、申し上げているところでございますが、このキャンプも明後日で、終わりという事なんです。約1ヶ月間、本当に鴨川は賑わいました。県外も含めて、もちろん市内も含めて、多くの方々に、いらっしゃっていただきました。

3日に高校サッカーと重なりましたため、大変賑わい、警察の方々をはじめ観光協会あるいは、商工会の皆様方、いろんなかたちの中で、お世話になり、活性化の大きな一利にもなったのかなど、このようにも思っているところでございまして、大変ありがたく思っているところでもございます。

また、この11月の終わりから、12月にかけて、棚田の夜祭り、去年色々な事情で出来なかったんですが、今年はなんとか出来そうだとということで、本来ですと、1ヶ月余り前に始める予定だったんですが、雨、台風の関係で出来ませんでした。この11月29日が初日ということなんですが、少し、思考を変えまして、LEDのランプをキャンドルとして、既に飾らせていただいております。何人かのお客様も見えていらっしゃっていただいております。

恐らく、29日以降は、多くのお客様、クリスマス前後までが、一つの目安になっているところでございますが、賑わってくれる事、これは、ある意味では、鴨川市に多くのお客さんが来てくれるという事は、大変素晴らしいことだと思っております。改めて、関係者の皆様をはじめといたしまして、市民の皆様に暖かく心から、御礼申し上げさせていただいております。

さて、本日の第1回目の本市の環境審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様方にはお忙しい中、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

日頃は、本市の環境行政をはじめといたしまして、市政各般にわたりまして貴重なご意見を皆様からいただいておりますこと、本席をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

只今、議事に先立ちまして、環境審議会委員に、ご委嘱をさせていただきました。全員快く快諾をいただきました事、心から感謝申し上げます。

庄司委員、鈴木美一委員、そして伊藤委員、今野委員、田村委員、今泉委員、松本委員、そして谷委員、中山委員におかれましては引き続き委員として、お願いしたところでございます。また、鈴木健史委員におかれましては、新たに委員としてご委嘱をお願いしたところでございます。

委員皆様方におかれましては、それぞれの立場におきまして、ご活躍をされておりますとともに、地域社会にも大きなご貢献をいただいておりますところでございます。引き続きまして、皆様からの貴重なご意見を頂戴しながら、本市の理想とする環境像の実現にお力添え、お知恵をお貸しいただければ、大変ありがたい、このように思っているところでございます。

さて本日の、環境審議会にご説明させていただきます議件でございますが、ご案内のとおりでございますけれども、鴨川市の廃棄物の減量化、そして資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について、でございます。

委員の皆様、ご承知のとおり、本市の行政改革大綱における民間活力導入推進のため、平成22年の4月から、浄化槽清掃業務を許可制にいたしまして、現在、市内、8業者をお願いをし、本市の水環境保全に努めておるところでございます。このような事から、し尿処理手数料につきましては、今般の消費税改正に伴いまして、現在5%でございますが、3%を引き上げさせていただきます、引き続き、本市の環境保全に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

また、市民の皆様のご家庭から搬出されております「ごみ指定袋」でございますが、45リットル10枚につき、現在500円の手数料を頂いておりますところでございます。

この、ごみ指定袋の手数料を平成24年度の決算において試算いたしましたところ、手数料の500円を若干上回るものの、現在、安房管内3市1町において平成32年度を目途に、ごみ処理広域化を進めるにあたり、ごみ処理手数料及び、ごみ分別の収集等において、今後、3市1町で統一的に向けまして、調整を図っていくものでございますので、ご理解をいただければ大変ありがたいと思っております。

どうぞ、この後、担当の方から今少し、説明させていただきましたけれども、詳しい説明をいたさせますので、慎重なる、ご審議をいただき、委員の皆様方にご理解いただきますよう、お願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶にさせていただきますと思います。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。この後の、審議、よろしくどうぞお願いいたします。

8. 会長・副会長選出 今野委員が会長、田村委員が副会長に選出。

9. 会議録署名人の指名 鈴木委員を指名

10. 議 事

今野議長

それでは、早速、議事に入らせていただきます。
鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について、という事を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

豊島環境課衛生センター所長

はい、議長。
衛生センターの豊島でございます。本日は、よろしくをお願いいたします。
それでは、議事の（１）「鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について」をご説明申し上げます。
１の消費税法改正に伴う、し尿処理手数料の改定について、ですが、恐れ入りますが、お手元の資料の１ページをご覧くださいと思います。
１の改正の理由でございますが、皆様、ご承知のとおり、来年４月１日より消費税率が５％から８％へと変更される事となりました。この事から、現在の鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正いたしまして、し尿処理手数料に加算されております消費税相当分の５％を８％に引き上げるものでございます。
次の「２ 改正の内容について」でございますが、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の第２４条の別表第１の２、し尿及び浄化槽汚泥の一般廃棄物処理手数料を改めるものでございます。
（１）の、し尿及び合併処理浄化槽の処理手数料でございますが、現在の１０リットルあたり税込みで、１２６円でございますところを、税率８％にいたしまして、１２９円といたしたいところでございます。
この現行料金の税抜き金額での１２０円でございますが、前回改定をいたしましたのが、平成２年の４月１日からございまして、それまでの１０リットルあたり１００円の料金でありましたものを当時、物価の値上がり等を勘案して１０リットルあたり２０円を値上げしたものでございます。それ以来は、消費税率の変更以外の手数料の変更は、行っていないのが現状でございます。今回も消費税の改正によります、消費税率だけの手数料の改正を予定いたしたいものでございます。
（２）も同様に、単独処理浄化槽清掃に伴う汚泥を市が収集、運搬した場合の手数料を資料の４ページの別紙１に記載されておりますとおり、引き上げをしたいものでございます。
ここで４ページをお開きいただきたいと思います。表の上から３段目に単独処理浄化槽の清掃に伴う処理手数料が記載されております。例えば５人槽の腐敗式は税抜きで２６，０００円でございます。現行消費税５％では、２７，３００円。これが８％になりますと２８，０８０円となり、７８０円の改正という事となります。
なお、本市におきましては、直営収集と民間許可収集が並存しております事から、このような料金を定めております事、ご理解をいただきたいと思っております。
次に、戻りまして（３）は、市の浄化槽清掃許可業者が市の処理施設に搬入する浄化槽清掃に伴う汚泥処理手数料を１０リットル当たり６０円から１０リットル当たり６１円に引き上げるものでございます。
これにつきましても、少しお分かりにくいかと存知ますが、平成２２年度より導入をいたしました民間の浄化槽清掃・汚泥収集運搬許可業者が住民の皆様の浄化槽を清掃した際に発生した汚泥の処分を、市の衛生センターに持ち込んで処分する場合に、許可業者が市に支払う処理手数料でございます。
これも同様今回、１０リットルあたり消費税改正分の１円の引き上げを予定いたすものでございます。
それぞれの手数料の引き上げ額につきましても、４ページの表にまとめましたので、ご覧いただきたいと思っております。

つづきまして、1 ページの3 でございますが、現在までの「し尿処理手数料における消費税の取扱いについて」をご説明させていただきます。

し尿処理手数料における消費税の取扱いにつきましては、その他の手数料と同じく納税・中間申告・確定申告・帳簿の備え付け等の義務が免除されておりますので、同様に取扱いをしております。

しかしながら、消費税導入時の平成元年に当時の厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知により、「一般廃棄物処理に係わる手数料については消費税分を円滑かつ適正に転嫁するように」とのことであったため、近隣市町村とも足並みを揃え、平成元年より、旧長狭地区衛生組合時代に条例を改正して、汲取り手数料に消費税分を上乗せして徴収しているのが現状であります。

次のページの上段に当時の環境整備課長通知の内容で、消費税相当分を転嫁すべき理由の3 点と、同じく2 ページの4 に近隣地域の、し尿処理手数料の状況といたしまして、館山市・南房総市並びに君津市他4 市のし尿汲取り手数料の状況を、さらに3 ページには最近3 ヶ年のし尿等の処理状況を記載いたしましたのでご覧いただきたいと思います。

また、この資料にはございませんが、今回の消費税率の変更に伴う改正で、どの位、住民の皆様にご負担をいただくかを推測いたしますと、例えば、ひとりひとりのし尿の1 日の発生量は、平均で1. 4 リットルとされておりますので、年間でし尿は5 1 1 リットル発生すると推測されますので、改正料金では一人年間で6, 5 9 0 円となり、1 世帯あたりの人員を2. 3 人といたしますと、1 世帯では年間1 5, 1 6 1 円の汲取り料をお支払いなる計算であります。

そのうちの消費税改正分となりますと、年間で3 5 2 円程度の負担増となるかと推測がされます。

また、浄化槽につきましても、浄化槽汚泥の一人1 日当たり平均汚泥の発生量は2. 2 リットルとされておりますので、同様に計算いたしますと1 世帯あたりでは年間2 3, 8 1 3 円浄化槽清掃料を支払う計算となり、消費税改正分では5 5 3 円程度の負担の増となるかと推測されます。

最後になりますが、し尿収集手数料につきましては、旧衛生組合時代より引継ぎ、新市衛生センターにおきましても、税抜き料金では平成2 年より2 3 年有余、手数料の値上げは実施しておりません。また、衛生センターでの各種費用につきましても、民間同様に税率変更分の負担が増大されます事からも、今回の改正となりました事、よろしくご理解賜りたくお願い申し上げます。

長くなりましたが、以上のようにこの度の消費税率改正に伴う、し尿処理手数料の改定についてのご説明とさせていただきます。

今野議長

ありがとうございました。

それでは、只今の事務局の説明に対しまして、ご意見、ご質問を受け賜りたいと思います。

皆さん、ございますでしょうか。

伊藤委員

議長、よろしいでしょうか。今の説明、し尿処理手数料に関わる消費税は、これは、軽減されるという事なんですか。

それを厚生省の課長を通知で、消費税を転嫁していくという事ですか。

豊島環境課衛生センター所長

はい。

資料の1 ページの3 番のところ、消費税法第6 0 条第6 項の規定では、国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う場合には、課税期間中の借入消費税と借払消費税が同等とみなされるので、納税や中間申告、帳簿等の免除がされますという規定がございます。

し尿汲取り料の場合も同様に一般会計で処理をしていましたので、消費税の納付は行っていません。

ただし、2ページの上、理由1, 2, 3にも書いてございますように、一般廃棄物処理施設には、消費税分がかなり含まれることが多い。要するに、一般企業に払う消費税が多いので、適正に転嫁した方が良いという事で、通知がきております。また、理由の3番目といたしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第7条第1項の規定によりまして、市で許可を受けた許可業者が、市が定めた料金を超えて収集料を取ってはならないという規定があるので、市がもし、料金を定めてあるとしますと、民間許可業者がそれ以上の料金を取れないという事があるので、転嫁をお願いしたいという事で通知がきております。以上です。

伊藤委員 法律に書かれていない事を、厚生省の課長を通知で、決めちゃったという事ですか。

豊島環境課衛生センター所長 決めてはいないんだと思いますが、法律上そうなってしまうので、転嫁をされることが望ましいという事で、通知がきているかと思います。

伊藤委員 これを見ると、課税標準額に対する消費税額から控除できる消費税額の合計が、消費税額と同じという事は、要は、その他の手数料に関しては、消費税を減免できるという事。控除できるんでしょ。

豊島環境課衛生センター所長 納税する義務は、なくなるという事ですね。

伊藤委員 納税する義務は、なくなるね。納税する義務がなくなるという事は、徴税する必要もないね。だって、最終消費者が払うものでしょ。消費税って。

豊島環境課衛生センター所長 そうです。はい。一般的に市で行っている、証書の発行手数料ですとか、そういうものは、みんな非課税で、市が最終処分者となって、コピー用紙ですとかそういったものを最終消費者として納めて払っているんでしょけど、一般廃棄物処理施設の場合には、処理施設を建築する場合、非常に費用がかかる。処理するのに結構お金がかかっている、消費税を納めるのが多いので、やはり、最終消費者を市とするのか、一般住民にするのかと考えると、一般住民に納めてもらうのが好ましい、妥当だということが、この通知できているんだと思うんですけど。

伊藤委員 そうすると、最終消費者の消費者が納めた消費税を借受消費税として受けているのに市は、消費税として納めないという事ですか。

豊島環境課衛生センター所長 納めないんですけど、電気代ですとか、処理に関わる重油代として業者の方に支払っている。

伊藤委員 それは、経費の問題でしょ。

豊島環境課衛生センター所長 その重油代の他に、消費税相当分として、支払いをしているという事になります。

伊藤委員 そうすると、例えば南房総市とか君津市は、これは、全部消費税込みで、やっているという事。今回、改定するという事は。

豊島環境課衛生センター所長 館山市さんの場合は、消費税は転嫁してないというようなご回答をいただいたんですけども、その金額にありますように、175円という事で、鴨川

市よりも高い料金で設定してある。

南房総市さんは、やはり、外税方式を採っていたんですけども、途中、総額表示の指導がありましたので、総額で4月1日予定で、133円という事となっております。

伊藤委員 　　だから、これは消費税が5%から8%になるんで、値上げするという事ですね。

豊島環境課衛生センター所長 　南房総市さんはそうです。

伊藤委員 　　君津市もそうかな。

豊島環境課衛生センター所長 　君津市さんの場合は、収集形態が許可制になっておりますので、市の方で、料金設定はないという事で、民間業者が一応、統一料金という事で、166円となっております。

当然、民間がやりますので、民間業者さんは、税務署へ消費税を納めてらっしゃる。

今野議長 　　よろしいでございますか。

伊藤委員 　　はい。

今野議長 　　その他には、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

伊藤委員 　　もう一点。

今野議長 　　はい、どうぞ。

伊藤委員 　　南房総市が133円、館山市が175円、君津市も162円という事で、これに比べると鴨川市の126円ないし129円というのは、随分安いと感じるんですが。

これで、し尿処理場の運営とか、そういったものが、賄える事になるんですか。

豊島環境課衛生センター所長 　3ページの3の表にございますけれど、現在、24年度決算で、10リットル当たり141円、住民の皆さんからいただいているのが、126円という事になりますので、その差額を市の方で負担させていただいている。うちの方は、鋭意努力、経費節減に努力してきましたので、見直しをやった時にそんなに上げないで、今まで、きておるという事で、ご理解頂きたいと思えます。

伊藤委員 　　運営できるという事ですね。

豊島環境課衛生センター所長 　はい。現在、市で、使用料及び手数料については、平成20年8月に使用料及び手数料の見直しに関わる基本方針というのが策定されておまして、財政健全化計画において、3年に1度見直しを行っております。

今回、消費税率の改正に伴いまして、臨時での手数料の見直しを全課共通に実施いたしまして、し尿手数料については、原価的には問題ないという判断をいたしましたけれども、先ほどらい、申し上げてますとおり、特殊事情、組合からの料金の関係とか、近隣市町村とのバランス、浄化槽許可業者との関係という事で、今回改正という事でお願いをする事になりました。

今野議長 　　他にございませんでしょうか。

ご意見、ご質問がないようでございますので、本日の議題であります、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について、消費税法改正に伴うし尿処理手数料の改定でございますが、それを来る、市議会に事務当局が提出するにあたりまして、只今の原案をもって提出するという、本審議会で説明を了承したということにいたしたいと思っておりますが、如何でございますでしょうか。

ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

今野議長 異議がないという事でございますので、本件につきましては、以上をもって、終了します。

続きまして、議事の2、その他でございますが、何かありますか。事務局から、何かありますか。

長谷川環境課長

はい。

事務局につきましては、特段ございません。

鈴木委員

手数料に関する事ではないんですけど、民間業者に委託している、生し尿と浄化槽汚泥が委託をして、その範囲とかですね。これは、環境審議会には、当初は諮っていたと思うんですが、その後、広げてきているという事、皆さん知らない部分もあると思うんで、この際、その辺を説明していただいた方が、良いのかなと思うんですけども。

今野議長

はい。どうぞ。

豊島環境課衛生
課長

はい。

浄化槽清掃許可の方につきましては、22年度4月より、全面的に民間さんの方に許可をお出しして、やっていたという事で、市内全域、民間がほぼ100%やっております。24年度より、職員の定年退職に伴いまして、生し尿の委託業務を開始させていただいております。地域的には、長狭、田原地区を中心に、対象戸数については、559戸、年間1,449キロリットルを目安に5年の長期継続契約で、契約金額は6,860万円で、5年契約でやっております。年間にしますと1,372万円という事になっております。翌年、平成25年度から、やはり職員、収集運転手が退職となりましたので、今度は、小湊、天津地区、対象戸数が、若干減りまして503戸、汲取り量が895キロリットルを予定しまして、市内許可業者7社により入札を行いまして、契約金額が4,725万円、年間945万円という事で契約いたしまして、回収しております。

今後の委託の予定でございますけども、今いる職員がまだ、定年するまで、平成30年位までありますので、当分、拡大の予定はございませんけれども、配置転換によります、計画の変更は、若干あるかなというところがございます。

以上でございます。

今野議長

よろしいでしょうか。

鈴木委員

はい。

今野議長

その他に関して何か。

伊藤委員

ちょっと、よろしいですか。

今野議長 はい、どうぞ。

伊藤委員 環境審議会規則を見ると、この環境審議会で、どんなことを議題とすべきかという事が良く分からないですけども、例えば、今回の議事について、消費税の税率がアップするという事で、状況が変わるといっただけの話で、これを、この審議会で審議する必要があるのかと。

いかかでしょうか。

これは、審議会の上承を得ない限り、議会に提案出来ないのでしょうか。

長谷川環境課長 はい。

今野議長 はい。課長どうぞ。

長谷川環境課長 はい。

今、伊藤委員さんの方から、お話がございました、この件につきまして、本来でしたら、諮問するというかたちの審議会でございますけども、今般は消費税の改正に伴うものでございまして、諮問というかたちではなく、報告をさせていただいて、12月の議会に提出させていただきたいという事でございますので、そのように、よろしくご理解いただければと思います。以上でございます。

鈴木委員 今、伊藤委員が言ったのは、この審議会にかけないといけないのかという事ですね。今、課長が言ったのは、皆さんに知ってもらいたいという事です。これは、規定上、かけなくてはいけませんよ。もしくは、そうじゃなくて知ってもらうためにやったんですよ、なのか。そこらへんを明確に答えていただきたい。

長谷川環境課長 はい。すみません。

本来ですと、かけるべきものではないというふうに存じております。しかしながら、報告というかたちの中で、ご説明をさせていただいて、今後の理解ということでございますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

今野議長 その他には。はい、今泉委員。

今泉委員 場違いなところに出て来てしまって、話しの内容が難しくてなかなか、分からないんですけども、環境審議会で、ごみの減量とか、そういうものを審議して、諮問するという機関なんだろうけども、私、個人的な立場といたしましては、鴨川のごみが少しでもなくなって、資源化して行く方向であったらいいなという気持ちでいつも会議に出て来ているんですね。何かとても難しく、何か懸案があった時に、それを提案されて、ご審議下さいというようなかたちで、お伺いしているんですけども、何かやっぱり、審議会に出席している者としては、物足りないというか、もっと、鴨川のごみの減量の事を直接的に考えられるようなそういう会議にならないのかなと、場違いですけど。

例えば、この間、環境課の方からEM菌をいただいていったんですけども、年をとってきたので、土仕事が段々好きになってきて、畑をやり始めたんですね。南房総市にある、エコグリーンというグループがあって、EM菌を使って、ぼかしを作る、ぼかしの指導をしてくださるグループがあって、肥料の作り方を教えてもらったんですね。そしたら生ごみが、2週間位で、優良な、肥料化するんですね。出来上がった作物が、私の様なかけ出しの者でも、結構良い物が出来るんですね。そういう、せつかくEM菌を配ってい

るので、生ごみ減量化の方向に話が少し進めないものかどうか、私は個人的に思うんですね。生ごみの比率は、以前から申し上げてますとおり、すごく多いんですよ。重たいし、水分も含んでいますので、そこで何かちょっと皆さんで相談して、減量化に繋がるような、せっかくEM菌を配っているんですから、海、川の浄化って事もあるんでしょうけれど、せっかく農村地帯がいっぱいありますので、例えば、市民農園とか、試験的に使いはじめて指導していくとか、提案していったら、そういうような方向でいけないものかどうか、まったく、場違いな意見なんですけれども。

今野議長 はい、どうぞ。

長谷川環境課長 はい。議長。

只今、今泉委員から、ご指摘を賜りました。現在、EM菌につきましては、毎週火曜日、午前中に配布をさせていただいております。その中には、今泉委員おっしゃった様に、土壌の改良等々また、河川の浄化等々含めて、配布をさせていただいております。併せて、生ごみ処理、補助金という事で、お出ししておるんですけど、今後につきましては、遊休地等、十分に活用いたしまして、環境課の方で試作的に行って、ごみの減量化の一助というかたちの中で、進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

今野議長 よろしいですか。

今泉委員 はい。

今野議長 それでは、他にないですか。何か、ございませんでしょうか。

田村委員 はい。

今野議長 はい、どうぞ。

田村委員 広報誌とかにたまに載るんですが、放射能の最終汚泥ですか、それと焼却灰等の放射能数値がたまに載っているんですが、その処理の仕方、最終的な焼却灰の行き先なども教えてもらいたい。

山口環境課清掃センター所長 清掃センター所長の山口と申します。お世話になっております。

只今、焼却灰の処理の仕方というようなご質問でございます。焼却灰には、大きく分けて2種類ございます。1つは、ごみを燃した煙をフィルターで濾しました、飛ぶ灰と書きまして、飛灰と言いますが、そういったものが、年間700トンから800トン出ております。それ以外の焼却残渣、主な灰と書いて主灰という言い方をしておりますけども、こちらは、年間400トン出ております。まず、飛灰の方でございますけれど、こちらの方は、震災前までは、市原市でございます、エコセメントという会社で、再処理をいたしまして、セメントの材料としておったんですが、実は、震災以降、放射線値が高い、鴨川市の場合は、放射線値はまったく問題はないレベルですけども、県北等々で高いレベルのところがあった関係で、現在、市原のエコセメントは閉鎖しております、その代わりという訳ではないわけですけども、今現在は、茨城県の鹿嶋市に中央電気というところでございまして、そちらのところで、再熔融といいまして、もう一回高熱で溶かして、熔融をかけまして、スラグ化という事で直接資材等に再利用していると、これが飛灰の現状でございます。

それ以外の主灰でございますが、いま現在は、本年度に関しましては、年間400トン出ますけども、その内、半量を茨城県の北茨城市でございまして

けれども、そちらの方の最終処分場で埋立てをしております。およそ年間200トン。その残り200トンなんですけれども、昨年までは、富津市にございます、最終処分場で処分をさせていただいていたんですけれども、そちらの方が、閉鎖をしていくということで、今年度については、100トンそちらの方で最終処分をさせていただいている。これは、埋立てという事でございます。そして、残り100トンでございますけれども、実は11月から搬出が出来るようになったんですけれども、君津市にこの2月から開設をされた最終処分場がございましたので、そちらの方で引き取っていただけるということで、そちらで埋立てになりますけれども、主灰につきましては、3箇所引き取って埋立てして頂いている、そういった現状でございます。

ちなみに、放射線値でございますけれども、例えば、最終処理をするには、240ベクレルを超えますと、受け入れてもらえないという現状もございますが、現在の鴨川の状況ですと、100ベクレルを超えてはおりませんので、問題はないレベルという事でございます。以上でございます。

田村委員 ありがとうございます。

今野議長 よろしゅうございますか。

田村委員 はい。

今野議長 その他、何かございませんでしょうか。

ない様でございますので、長い時間にわたって、活発な質疑と、丁寧な説明がございました。以上で議事を終了させていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

今野議長 それでは、本審議会のすべての議事を終了し、会議を閉じるにあたりまして、議長として、一言、事務局に申し上げておきます。

伊藤委員さんの質問に関連して、鴨川市環境審議会規則第1条でいう、組織及び運営に関し必要な事項を定めるという事になっておりますが、中身については、運営について定めがございません。会議は、会長が招集するとあるにも関わらず、招集基準も示されておられません。従いまして、この審議会は、どのような審議をし、その結果として、どのような行為をするのか、それをはっきり謳うべきではないかというふうに思いますので、議長から一言申し上げておきます。ご検討いただければ、ありがたいと存じます。

それでは、本審議会のすべての議事の終了を宣言し、ここに会議を閉じさせていただきます。従って議長の職を解かせていただきます。長い時間にわたってありがとうございました。

11. 閉 会

以 上

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、会議録の確認を
します。

平成25年12月10日

会議録署名人

鴨川市環境審議会委員 鈴木 美一